

高齢者雇用 の最前線

定年後再雇用と中途採用、 2つの雇用制度の実務とポイント



2025年4月、高齢者雇用安定法の経過措置が終了し、企業には「希望者全員の65歳までの雇用」が完全義務化されます。深刻な人手不足を背景に、シニア活用は単なる法的義務の履行を超え、企業の持続的成長を左右する戦略的課題となりました。本講座では、社内人材の「定年後再雇用」と、外部人材の「中途採用」という二つの異なる雇用制度を軸に解説。高齢者雇用の全体像から、同一労働同一賃金に基づく基本給/賞与の減額の限界点に関する最新裁判例(名古屋自動車学校事件)等の分析、高齢社員との契約内容・解消の実務まで、弁護士目線の法的リスク対策の観点から、詳説します。改正安衛法による労災防止対策の努力義務化や公益通報者保護法改正対応も含め、明日から実践できる「最新の」労務管理ノウハウをお持ち帰りください。

日時 令和8年 **8月26日(水)**
10:00~16:30

受講方法

① 会場受講

ウイックあいち

(愛知県産業労働センター)
あいち労働総合支援フロア(17階)
セミナールーム
名古屋市中村区名駅四丁目4-38

② WEB受講

Zoomウェビナー使用

(ライブ配信のみ) (Zoomアカウント不要、スマホ受講可)

受講料 **10,000** 円/名(消費税込) ※録画・録音は禁止。
複数人で視聴する場合は人数分の申込み必須。

講師

多湖・岩田・田村法律事務所

弁護士・NY州弁護士 **田村 裕一郎氏**



経歴 2002年:長島・大野・常松法律事務所に入所
2008年:University of Virginia School of Law卒業(LL.M.)
2009年:長島・大野・常松法律事務所(弁護士数:350名)に復帰
2011年:独立し、多湖・岩田・田村法律事務所を設立
2026年:約120社の顧問先サポート及びYouTube等での外部発信を行う。

著作 「合同労組への対応」(労働調査会)(2012年8月、発行)、
「未払残業代請求への解決策と予防策」(労働調査会)(2012年11月、発行)など多数

こんな方にオススメの講座です!

- 高齢社員の活躍を支える人事・労務担当者の方
 - 法改正や最新動向を踏まえ、実務に活かせる情報を得たい方
- ④ 今回の講座は、派遣に関する内容は、対象外です。

講義内容

各項目の詳しい内容はHPにてご確認ください。

- 1 「高齢者雇用」に潜む、
弁護士が指摘する「五大」リスク
- 2 「高齢者雇用」規制に関する「過去」から
「将来」へ【法改正と裁判例】
- 3 【パターンA】定年後再雇用:
全体像と、フェーズ別の対応策
 - ① 定年前の対応策 (A)日本版同一労働同一賃金・高年法の最新裁判例を踏まえた基本給・賞与・各種手当(住宅/家族手当を含む)の減額の限界、(イ)退職者対応など
 - ② 再雇用1年目の対応策 (「定年前の懲戒事由発覚」など)
 - ③ 再雇用5年目~10年目の対応策 (70歳までの就業確保措置への実務対応など)
- 4 【パターンイ】高齢者の中途採用:
全体像と、フェーズ別の対応策
 - ① 採用前の対応策 (雇用契約の留意点:定年後再雇用契約との違い等)
 - ② 2年目以降の対応策 (終了/更新のトラブル回避:定年後再雇用契約との違い等)
- 5 定年後再雇用/高齢者の中途採用(Aイ)の
共通対応策(新法対応を含む)
- 6 業界別の実務対応(建設、運送/警備、教育/
保育、飲食/宿泊/小売等)【※時間の許す限り】



お申込み・講座詳細はこちらから

ホームページ(<https://ailabor.or.jp/rodo/>)
又は、左記二次元コードよりお申込ください。

はたらくネットあいち セミナー 検索

※後日、受講証・資格請求書等をお送り致します。お申し込み後2週間を過ぎても届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
※お申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のために使わせて頂きます。これらの目的以外には、一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)

【お問合わせ】キャリアサポートセンターあいち(労働教育)
(公益財団法人 愛知県労働協会)

☎052-485-7154 ✉rodo@ailabor.or.jp

🌐<https://ailabor.or.jp/rodo/>



LINE公式アカウント

各種セミナー・講座の
申込受付開始情報をお届け!



メールマガジン

各種セミナー・講座の
定期的な開催情報・
リマインド情報をお届け!

